

## (1) 改正個人情報保護法の施行に伴う「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について

市における個人情報の取扱いについて、今までは「国立市個人情報保護条例」で定めていましたが、個人情報保護法の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により同法が市に直接適用されることになりました。それに伴い、市において、個人情報保護法を施行するための新しい条例を制定します。

### 1 改正個人情報保護法<sup>1</sup>について

#### (1) 改正法の目的・趣旨

##### 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化

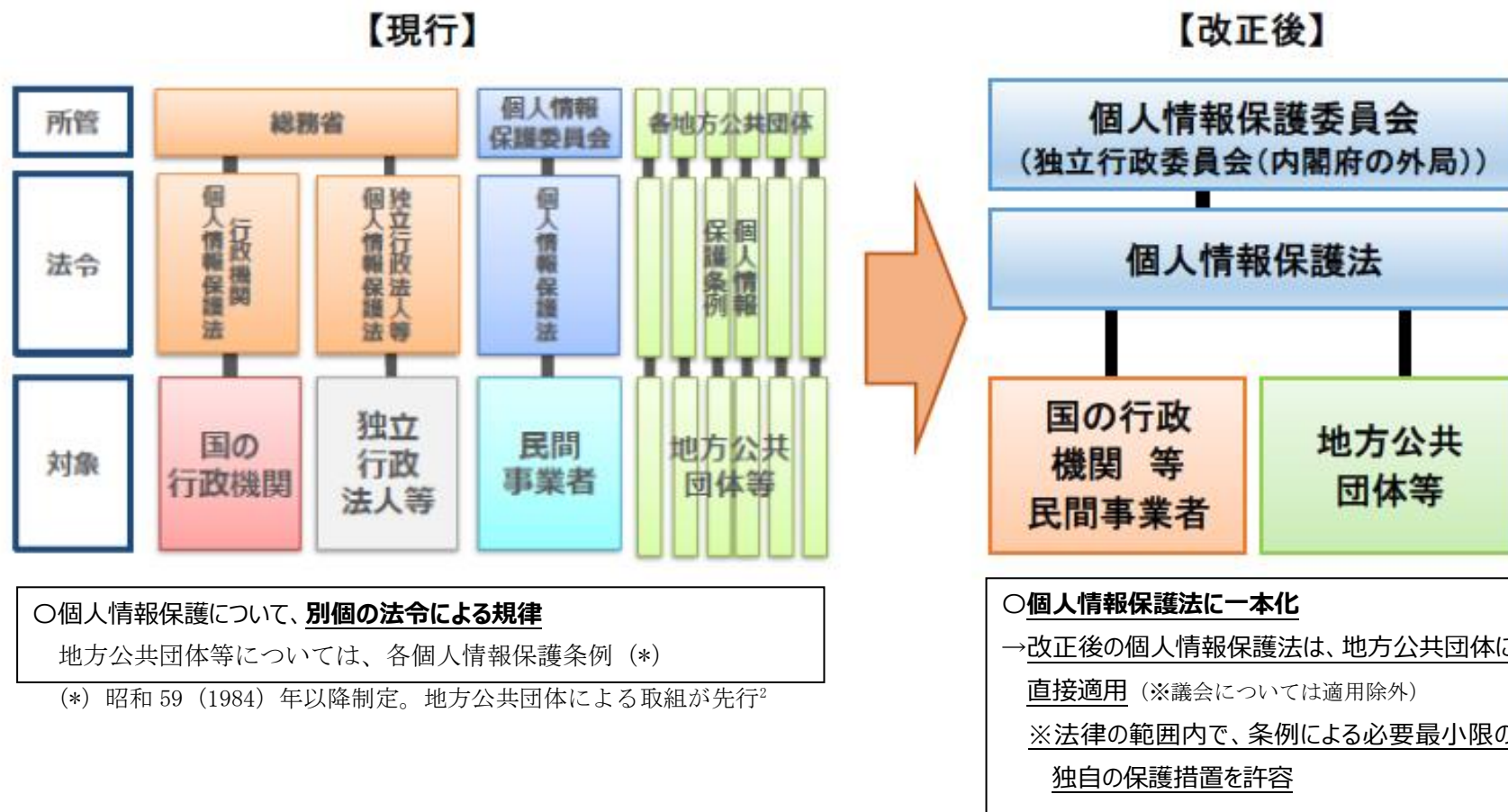
今回の法改正の趣旨は、国や地方のデジタル業務改革の推進に伴い、公的部門で取り扱うデータの質・量的な拡大が不可避であることに  
対応するため、①独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間部門に加え、公的部門における個人情報の取扱いも一元的に監視監督  
する体制を確立するとともに、②活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法令による規律により生じてきた  
旧法制（「(2)改正法の概要」参照）の不均衡・不整合を是正することを通じて、個人情報保護法がその目的とする個人情報の有用性に  
配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることであるとされています。

---

<sup>1</sup> デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）（令和 3 年 5 月 19 日公布）第 51 条による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）

## (2) 改正法の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されました。



<sup>2</sup> 国立市では、昭和50(1975)年に「電算機条例」、昭和61(1986)年に国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例、平成14(2002)年に現在の国立市個人情報保護条例を制定

## 2 改正法の施行に伴う条例の制定について

### (1) 条例の制定等について

改正法の施行に伴い、市において、新しく「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」（以下「新条例」といいます。）を制定し、現在の国立市個人情報保護条例を廃止します。

市では、新条例（素案）の概要について、令和4年7月19日に開催された国立市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問をし、現在、審議を継続しています。今後、パブリックコメント手続を経て、審議会から新条例（素案）について答申を受けた後、令和4年市議会第4回定例会に新条例の議案を提出する予定です。

### (2) 新条例制定における市の方針

- ① 改正法の施行に必要な事項を定める。
  - ② 現行の国立市個人情報保護条例に定める制度について、現状及び改正法の規定において不適合な部分を見直した上で、必要な制度を存続させる。
- 【目的】 個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において個人情報の保護を図る。

## 3 新条例（素案）の概要について

別紙「(2)国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）の概要」のとおり

## 4 改正法施行後の主な変更点について

別紙「(3)現行の国立市個人情報保護条例からの主な変更点」のとおり